

新入者安全衛生教育のご案内

労働安全衛生法第59条において、事業者は、労働者を雇い入れたときや労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し従事する業務に関する安全、衛生の教育を行わなければならぬと規定されています。当支部では、事業者に代わり新入者の方が職場において知っておかなければならぬ「安全衛生の基本」についての教育を下記により実施しますので、該当される労働者の方に是非受講していただきたいとご案内いたします。

日 時	2026年 4月17日 9:30~17:00		
会 場	武生商工会館4階パレットホール 越前市塚町 101 Tel 0778-23-2020		
講習内容	安全衛生の基本		
受講料及び テキスト代 消費税 10%対象	受 講 料 (内消費税)		8, 250 円 (750 円)
	テキスト代 (内消費税)		968 円 (88 円)
	合 計 (内消費税)	非会員	9, 218 円 (838 円)
		会 員	7, 218 円 (656 円)
	※当協会の会員については、受講料のうち 2,000 円を補助しています。		
受講手続	(1) 裏面の受講申込書にご記入のうえ、受講料を添えてお申込み下さい。 (2) FAXによる申込みの場合は、当支部から <u>受講票、請求書を郵送します。</u> 受講日の2週間前までに受講料を指定口座にお振り込みください。 (振込手数料は、振込者負担でお願いします。)		
申込先	(公社)福井県労働基準協会南越支部 〒915-0814 越前市中央2-5-1 登録番号 T5-2100-0500-0036		TEL : 0778-22-6041 FAX : 0778-22-1406
振込口座	福井銀行 武生西支店 普通預金 0099441 名義 : シャ)フクイケンロウドウキジュンキョウカイナンエツシブ		
留意事項	(1) 納入された受講料は、原則欠講されても返還しません。但し、受講日の5営業日前迄に連絡頂いた場合は、振込手数料を差引いて返金いたします。やむをえず受講できない場合は前日迄に連絡いただき、他の人がかわって受講されても差し支えありません。 (2) 講習を履修された方に「修了証」を交付しますので印鑑をお持ちください。 (3) 令和3年4月から労働安全衛生法の免許様式が変わりました。旧姓氏名・通称名が確認できる公的書類の添付がある場合のみ「修了証」の氏名欄に通称名等を併記致します。		

受講票は郵送いたします

新入者安全衛生教育受講申込書

注意事項

- ★ 受付は、講習開始時刻10分前までにすませてください。
- ★ 申込書に書かれた氏名、生年月日、住所に基づいて修了証を作成しますので略字を用いず楷書で正確に記入してください。
- ★ 旧姓使用の氏名又は通称名を併記希望の方は該当欄に記入してください。
その場合、確認できる公的書類が必要です。

※受講番号

持ち物

- ★ 受講票 ・ 筆記用具 ・ 印鑑(履修後、修了証交付の際使用します)

3201 334111

公益社団法人福井県労働基準協会南越支部 Tel0778-22-6041

日 時		会 場		
2026年 4月 17日 9:30~17:00		武生商工会館 4階パレットホール 越前市塚町101 Tel0778-23-2020		
ふりがな				併記希望の氏名又は通称名
受講者氏名				
受講者住所	郵便番号【 - 】		生年月日 昭和・平成 年 月 日	
勤務先	事業場名			加入支部 福井・南越・嶺南・奥越・加入無し
	所在地	郵便番号【 - 】	会員加入について 1. 希望有り 2. 希望無し 3. 検討したい	
	申込担当者	職氏名	TEL	FAX
受講料	会員	7, 218円	非会員	9, 218円
振込口座：福井銀行 武生西支店 普通預金 0099441 名義：(シャ) フクイケンロウドウキジュンキヨウカイナンエツシブ				

年 月 日上記のとおり申し込みます。

※本申込書による個人情報は、当講習会の資料として使用し、本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

申込先 福井県労働基準協会南越支部 ファックス：0778-22-1406